

プロジェクト リース

項目 第 91 回リース会計専門委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料では、第 91 回リース会計専門委員会（2020 年 1 月 27 日開催）の審議で聞かれた主な意見をまとめている。

借手の費用配分の方法について、IFRS 第 16 号の単一モデルを基礎としてリース会計基準の開発を進めていくとの事務局の提案について**（整合性を図る対象に関するこれまでの経緯に関連して聞かれた意見）**

2. 今回の事務局の提案は反対である。同提案は、単一モデルと 2 区分モデルについては優劣がつけ難いとする一方で、我が国の会計基準の国際的な整合性を図る対象に関するこれまでの経緯から IFRS 第 16 号の単一モデルを採用するという形で結論付けられているからである。
3. 企業のなかにはアメリカでのビジネスを中心として利益を上げている企業も存在するため、必ずしも IFRS の方が国際的な整合性を図る対象として分があるわけではないと考えられる。

（オペレーティング・リースとの経済的な実態との整合性に関連して聞かれた意見）

4. リースには金融に近いものもあれば、サービスに近いものもある。対象とする範囲が分からない中で単一モデルを基礎としてリース会計基準の開発を進めていくことが経済的な実態を反映しているとは言い切れないと考えられる。
5. オペレーティング・リース取引について、金額的には不動産の賃貸借取引が多くを占めると考えられるが、オフィスの賃貸借を利息法で認識し、オンバランスすることについてはビジネスの意図とは異なると考えられる。
6. 不動産の借手の会計処理について、コストの計上方法が変わると、短期間の賃貸にもかかわらず前加重の費用計上となることを借手が嫌う可能性もある。ビジネス自体を大きな視点で見た方が良いのではないか。

（財務諸表作成者のニーズ及び財務諸表作成者のコストに関連して聞かれた意見）

7. 財務諸表作成者のニーズとして、IFRS を適用している企業の意見が記載されてい

るが、日本基準を採用している企業の財務諸表作成者にとっては違和感があるものと考えられる。本専門委員会で行ってきた参考人聴取等で聞かれた様々な業界の意見に鑑みると、現時点で利息法の単一モデルが良いという結論には至らないと思われる。

8. オンバランスの対象とする範囲を含めて、適用コストは非常に大きいと考えられる。また、会計処理をすべて単一モデルに変えるとなると、我が国の税制を含めた様々な制度を踏まえたうえでコストを考える必要があると考えられる。単一モデルと2区分モデルのそれぞれの方法について、会計処理の観点と、税制を含めた様々な制度の観点から、しっかりと議論すべきと考えられる。
9. 米国会計基準の2区分モデルではオペレーティング・リースの場合には、利息を推定するための加重平均残存期間や加重平均割引率の開示が要求されている。財務諸表作成者のコストについては、開示要求まで含めると2区分モデルの方がコストは高くなるかもしれない。
10. 財務諸表作成者のコストについて、単一モデルの方が一つのシステム開発だけで済むためコスト的にはメリットがあるかと考えられるが、一方で、例えば、住宅のサブリース事業者にとっては、一つ一つの事業を見ると、前加重の費用計上により赤字から事業が始まる可能性もあるため、ビジネスモデル自体に影響が及ぶこともありうると考えられる。

(財務諸表に与える影響に関連して聞かれた意見)

11. 単一モデルか2区分モデルかの選択による影響について、損益計算書上は減価償却費の計上方法が異なる程度であり、両者に大きな差は出ないものと考えられるため、選択適用を認めても良いかもしれない。
12. 単一モデルを採用した場合はリース負債が金融負債として開示の対象となるが、2区分モデルを採用した場合は金融負債とはならないため、選択するモデルによって負債としての捉え方や性質に違いが生じる。KPIなどの指標を考慮すると、モデルの選択適用を認めると広範囲に影響を及ぼすのではないかと。

(その他の意見)

13. リースとして認識する範囲を議論してから費用配分の検討を行うのではなく、費用配分の検討を行ってからリースとして認識する範囲を議論していく進め方に問題はないか。
14. 米国会計基準はロジックとしては良いと考えられるものの、範囲がサービス契約まで拡張されてしまう可能性が残るという点が懸念されるため、その点を強調すると、

IFRS のモデルから検討を開始することはありえると考えられる。

15. 現行のリース会計基準を改正するにあたり、リースの定義においてサービスとの関係をどのように整理するかということが、まず最初に検討しなければならないと考えられる。
16. IFRS 任意適用企業が増加している我が国の環境を踏まえると、IFRS 第 16 号の単一モデルを基礎として改正を進めていく事務局提案に異論はない。しかし、IFRS 第 16 号のように、負債に非常に近い性質を持つファイナンス・リースと、延長オプション等を織り込んだオペレーティング・リースという性質の異なるものを同じ負債として貸借対照表で一行で表示されることが、財務諸表利用者のニーズに即しているのか疑問がある。また、日本基準が純損益を重視していることを踏まえ、純損益に与える影響の観点から分析があれば良いのではないかと考えられる。

IFRS 第 16 号と整合性を図る程度について

(IFRS 第 16 号の主要な定めのみを採り入れたうえで、実務に配慮した方策を追加的に検討するとする事務局の提案について聞かれた意見)

17. 我が国のリース会計基準について、実務上、税制との結びつきがある程度存在することを踏まえると、改正にあたっては IFRS 第 16 号のすべてを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ IFRS 第 16 号の定めを個別財務諸表に用いても基本的に修正が不要となることを目指とする事務局提案に賛同する。
18. 現行の会計基準をある程度維持して、主要な定めを採り入れるとする事務局提案に賛成するが、文案を見てみないとイメージが沸かない。
19. 現行の会計基準をある程度維持して、主要な定めを採り入れるとする事務局提案に賛成する。IFRS 第 16 号においても、IAS 第 17 号において貸手と借手の共通項目であったリースの区分をすべて貸手の方に寄せて、リース期間や定義といった共通の部分の前に出すといった作りとなっている。

(基準開発の方法として、現行のリース会計基準を改正するとする事務局の提案について聞かれた意見)

20. 基準開発の方法として、現行のリース会計基準を改正するとする事務局提案に賛成する。ただし、単一モデルを採用する場合、現行基準の改正と親和性が取りにくいのではないかという懸念があり、また主要な定めをどこまで採り入れるのかといっ

た点が鍵になるものと考えられる。

21. 基準開発の方法として、現行のリース会計基準を改正とする事務局提案について、貸手についての記載が変わらないところが難しいと考えられる。目指すべき方向性として良いと思われるが、文案作成においては、定義の部分など、いろいろなところでハードルが高くなることも想像できるため、方向性を決め付けることなく、柔軟性を持ちながら進めていくことが必要になると考えられる。

(その他の意見)

22. すでに IFRS を連結ベースで適用している企業からすると、個別財務諸表において混乱を避けたい気持ちもあり、事務局の提案に違和感はないものと考えられる。今後の議論において、どこまで我が国のリース会計基準において独自性を求めていくかといった部分が鍵になるものと考えられる。
23. 連結グループ内でサービスを提供している事例において、リースとサービスの区分を厳密にやると、対称にならないことによって生じる問題が出てくることも考えられるので、何らかの対応をとる必要があると考えられる。

オブザーバーから聞かれた意見

24. 貸手側のビジネスサイドの実感としては、ファイナンス・リースとオペレーティング・リースはビジネスモデルが異なるものであり、ビジネスモデルの実態を正しく表した決算書を作成する意味において、一つのモデルで整理することは若干乱暴なように考えられる。重要性や適用範囲の観点に係る議論に加え、IFRS 第 16 号の単一モデルありきではなく、米国会計基準の 2 区分モデルが本当に駄目なのかといったところも含めて、今一度しっかりと考える必要があると考えられる。

以 上